

### 【資料 3】

## 志布志駅周辺公園 賑わい創出事業 基本契約書（案）

志布志駅周辺公園 賑わい創出事業（以下「本事業」という。）に関して、志布志市（以下「市」という。）は、【構成企業名】、【構成企業名】、【構成企業名】及び【構成企業名】（以下、総称して又は個別に「構成企業」又は「選定事業者」といい、うち【代表企業名】を「代表企業」という。）とは、本事業に関する基本的な事項について合意し、この志布志駅周辺公園 賑わい創出事業 基本契約（以下「本基本契約」という。）を締結する。

本基本契約の対象となる事業の表示

- 1 事業名称 志布志駅周辺公園 賑わい創出事業
- 2 事業場所 ・大浜緑地 鹿児島県志布志市志布志町志布志 3219-6 外(公園の一部の約 5.7ha)  
・鉄道記念公園 鹿児島県志布志市志布志町志布志 3111-451 外 (志布志市子育て支援センターを除く公園全て約 0.9ha)
- 3 事業期間 令和●年●月●日から令和 20 年 3 月 31 日まで
  - (1) 設計期間 令和 8 年度
  - (2) 建設期間 令和 9 年度
  - (3) 企画運営期間 令和 10 年度から令和 11 年度まで (2 年間)
  - (4) 指定管理 令和 10 年度から令和 19 年度まで (10 年間)各計画期間の詳細については、本契約書にそれぞれ明記するものとする。
- 4 契約保証
  - (1) 設計・工事監理業務委託契約に係る契約保証金  
免除
  - (2) 建設工事請負契約に係る契約保証金  
請負代金額の 10 分の 1 以上に相当する額
  - (3) 企画運営委託契約に係る契約保証金  
免除

本事業について、本基本契約の本市及び選定事業者は、各々対等な立場における合意に基づいて、志布志市契約規則（平成 18 年志布志市規則第 39 号）及び以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(目的及び解釈)

第1条 基本契約は、市及び構成企業が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

第2条 市は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する。

2 構成企業は、要求水準書等に示す本事業の目的を十分理解し、本事業の実施に当たっては、本事業の選定手続において出された市の要望事項（以下、「要望事項」という。）のうち、本事業の審査講評における付帯条件を提案書類の事業費の範囲内で遵守することに同意するとともに、要望事項を十分尊重し、必要な対応を行うものとする。

(本事業の概要)

第3条 本事業の期間は、基本契約の締結日から令和20年3月31日までとする。

2 本事業は、拠点収益施設を設計の上、これを市に引渡すこと及び本施設を運営・維持管理すること並びに公園の一部の維持管理、また、関連する一切の事業により構成されるものとする。

3 構成企業は、各契約等及び要求水準書等に従って本事業を遂行しなければならない。また、本事業に関する構成企業の資金調達は、全て構成企業がそれぞれ自己の責任において行うものとする。

(事業日程)

第4条 本事業の事業日程については別紙1「事業予定」に示す。

(役割分担)

第5条 本事業の実施において、構成企業は、別途合意した場合を除き、それぞれ、次の各号に掲げるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- |     |         |          |
|-----|---------|----------|
| (1) | (構成企業名) | 基本設計業務   |
| (2) | (構成企業名) | 詳細設計業務   |
| (3) | (構成企業名) | 建設業務     |
| (4) | (構成企業名) | 建設監理委託業務 |
| (5) | (構成企業名) | 企画運營業務   |
| (6) | (構成企業名) | 指定管理業務   |

2 構成企業は、市との間で書面により合意することにより、代表企業を構成企業のいずれかに変更することができるものとする。この場合において、(代表企業名)は構成企業となるが、代表企業の変更後も変更前の期間において代表企業として行った担当事務等について責任を負う。

(当事者が締結すべき契約)

第6条 市と設計企業は、要求水準書等に基づき、基本設計及び実施設計契約を締結する。

2 市と設計・建設企業は、要求水準書等に基づき、建設工事請負契約及び工事監理業務委託契約を締結

する。

- 3 市と企画運営企業は、要求水準書等に基づき、企画運営委託契約を締結する。
- 4 市と指定管理企業は、指定管理基本協定を締結する。
- 5 要求水準書等の各書類の間に齟齬がある場合、基本契約、募集要項、要求水準書、募集要項等に対する質問及び回答書並びに提案書類の順に優先する。ただし、提案書類の内容が要求水準書で示された水準を超えている場合には、当該部分については、提案書類が要求水準書に優先する。

#### (設計・建設業務)

第7条 設計・建設業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

- 2 設計企業は、市との基本設計及び実施設計契約締結後、速やかに業務に着手し、別途合意がある場合を除き、基本設計図書を市に提出する。
- 3 建設企業及び工事監理業務企業は、市との契約締結後、速やかに建設業務、工事監理業務に着手し、別途合意がある場合を除き、市の確認を得た上で、建設工事完了予定日までに本施設を完成させ市に引き渡し、建設及び監理業務を完了させるものとする。

#### (企画運営業務)

第8条 企画運営業務の概要は、要求水準書及び提案書類に定めるとおりとする。

- 2 企画運営企業は、企画運営業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。

#### (指定管理業務)

第9条 指定管理業務の概要は、選定業者と協議のうえ決定するものとする。なお、要求水準書は案として取り扱う。

- 2 指定管理企業は、維持管理を実施するための人員及び機械等を自らの責任で確保しなければならない。

#### (再委託)

第10条 設計・工事監理業務委託契約、建設工事請負契約、企画運営業務契約、指定管理基本協定に基づき受託又は請け負った業務に関し、合理的に必要と認められる部分については、各契約及び指定管理者基本協定の定めるところに従って第三者に委託し又は請け負わせることができるものとする。

#### (要求水準書等の未達に関する責任)

第11条 建設工事請負契約書に定められた規定による引渡しを受けた日から2年を経過するまでの期間中に本施設について要求水準書等の未達が発生した場合（本施設の契約不適合を含む。）には、設計・建設企業は、当該未達状態に関して指定管理企業が指定管理基本協定上負担する維持管理・運営業務に関する義務その他の債務について、連帯してこれを負担する。

- 2 設計・建設企業及び企画運営企業は、本施設について前項の未達状態が発生した原因が、本施設の契約不適合によるのか又は指定管理企業の義務の不履行によるのか判別できないことを理由として、前項の規定による義務の負担を免れることはできない。

- 3 本施設について第1項の未達状態が発生した原因が、建設工事完了日の翌日以降に発生した不可抗力（本施設の契約不適合は含まれない。）又は設計・建設企業及び指定管理企業以外の者（ただし、その者の責めに帰すべき事由が、設計及び工事請負契約又は指定管理基本協定の規定により指定管理企業の責めに帰すべき事由とみなされるものを除く。）の責めに帰すべき事由によることを、設計・建設企業又は指定管理企業が証明した場合には、第1項の規定は適用しない。

（新技術等への対応）

第12条 本事業の期間中、設計・建設業務又は維持管理・運営業務に関連して、技術又は運営手法の著しい革新等がなされ、提案書類に定める方法以外により要求水準を満たす方法の導入可能性が生じた場合は、市及び構成企業は、当該技術革新等に基づく新しい技術又は運営手法等（以下「新技術等」という。）の導入について検討し、構成企業は改善提案を行うものとする。

- 2 前項の提案に基づき、市及び構成企業は、当該新技術等の導入及び導入にかかる費用、契約金額若しくは業務委託料の変更又は設計・建設業務若しくは維持管理・運営業務の業務内容の変更について協議するものとする。

（構成員の倒産等）

第13条 構成員のいずれか（ただし、代表企業を除く。以下本条において同じ。）が債務超過に陥った場合若しくは資金繰りの困難に直面した場合又は構成員のいずれかに本事業の継続が困難な事由が生じた場合、構成企業は、市と協議の上、代替の構成員を探そう努力する。

（リスク分担）

第14条 本事業に関する本市と選定事業者のリスク分担は、別紙2「リスク分担表」を参考とし、原則として各契約書の記載によるものとする。

（基本契約の解除）

第15条 市は、構成企業の責めに帰すべき事由により本事業を継続することが困難となった場合又はそのおそれがある場合、構成企業に対して改善を求めるものとする。市は、相当期間内に改善が認められないと判断したときは、基本契約を解除することができる。この場合、市は、構成企業に対し、市が当該解除により被った損害の賠償を請求することができる。

- 2 構成企業は、市の責めに帰すべき事由により本事業を継続することが困難となった場合、基本契約を解除することができる。この場合、構成企業は、市に対し、構成企業が当該解除により被った損害の賠償を請求することができる。

- 3 市又は構成企業のいずれの責めにも帰すことのできない事由により本事業を継続することが困難となった場合、市及び構成企業は、本事業の継続について協議する。当該協議の結果、本事業の継続が困難と市が判断した場合、いずれの当事者も、合意の上、基本契約を解除することができる。

- 4 前三項の定めにかかわらず、今後締結予定である各契約が解除された場合又は指定管理企業が指定管理基本協定に基づき指定管理者の指定を取り消されたときは、当該事由が生じた日をもって基本契約は終了する。

(個人情報の保護)

第 16 条 構成企業は、基本契約による事務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別紙 3「個人情報等の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(秘密保持義務)

第 17 条 市及び構成企業は、本事業又は基本契約に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本事業の実施以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。基本契約の終了後においても同様とする。

2 次の各号に掲げる情報は、前項の秘密情報に含まれない。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 相手方から開示されるよりも前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
- (3) 相手方に対する開示の後に、市又は構成企業のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 市及び構成企業が、基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第 1 項の規定にかかわらず、市及び構成企業は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来たす場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
- (2) 法令等に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(一般的損害)

第 18 条 市又は構成企業が、基本契約に定める条項に違反し、これにより契約当事者に損害を与えたときは、その損害を当該当事者に賠償しなければならない。

(基本契約の変更)

第 19 条 基本契約の規定は、市及び構成企業の書面による合意がなければ変更できない。

(有効期間)

第 20 条 基本契約の有効期間は、基本契約締結の日から維持管理・運營業務期間の終了の日までとする。ただし、基本契約の終了後も第 16 条、第 17 条、及び第 18 条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(準拠法)

第 21 条 基本契約は日本国の法令に準拠し、日本国の法令等に従って解釈される。

2 本市及び選定事業者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を鹿児島地方裁判所とすることに合意するものとする。

(誠実協議)

第 22 条 基本契約に定めのない事項、又は基本契約に疑義のある事項については、その都度、市及び構成企業は、誠実に協議の上これを定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書●通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和●年●月●日

志布志市 住 所 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号  
職・氏名 志布志市長 下平晴行 印

構成企業

代表企業

住 所  
企 業 名  
代表者氏名

● 印

構成企業

住 所  
企 業 名  
代表者氏名

● 印

構成企業

住 所  
企 業 名  
代表者氏名

● 印

構成企業

住 所  
企 業 名  
代表者氏名

● 印

別紙 1 (第4条関係)

事業日程 (予定)

基本契約の締結

令和8年7月●日

基本設計・詳細設計契約の締結

令和8年7月●日

建築業務・工事監理業務の締結

令和9年4月中旬

企画運營業務の締結

令和9年4月中旬

指定管理基本協定の締結

令和10年3月

指定管理期間

令和10年4月1日～令和20年3月31日

リスク分担表

段階	リスク項目	リスクの内容	分担	
			市	事業者
共通	資金調達	事業の実施に必要な資金調達に関するもの	○	
		事業者の事由により、事業の解除・遅延が発生するもの		○
	契約締結	市の責に帰すべき事由により、事業者と契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合	○	
		事業者の責に帰すべき事由により、契約が結べない、または契約手続に時間がかかる場合		○
	法令等変更	事業に直接影響を及ぼす法令等の新設・変更	○	
		本事業のみならず、広く一般的に適用される法制度の新設・変更に関するもの		○
	許認可取得	市が取得すべき許認可の遅延に関するもの	○	
		事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの		○
	第三者賠償	市の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害の賠償責任	○	
		事業者が実施する業務に起因して発生する事故、維持管理の不備による事故等		○
	周辺住民等への対応	施設の設置に対する周辺住民等の反対運動、要望による計画遅延、条件変更、事業停止、費用の増大等に関するもの	○	
		事業者が実施する業務に起因する周辺住民等の対応に関するもの		○
	環境保全	事業者が実施する業務に起因する、有害物質の排出、騒音、振動等の周辺環境の悪化及び法令上の規制基準の不適合に関するもの		○
	政策	政策方針の変更による事業の中止、費用の増大に関するもの	○	
	不可抗力	天災等大規模な災害及び暴動等予測できない事態の発生により、設計変更、事業の延期、中断若しくは契約解除等の原因と成りうるもの	協議による	
	金利変動	設計・建設期間における金利変動による事業者の経費増減によるもの		○
事業破綻	事業者の財務に関するもの		○	

段階	リスク項目	リスクの内容	分担	
			市	事業者
共通	債務不履行	市の債務不履行、支払遅延、当該事業が不要になった場合等	○	
		事業者の事業放棄、事業破綻によるもの、事業者の業務内容が契約に規定した条件を満たさない場合等		○
設計段階	設計	市の提示条件、指示の不備、要求等に基づいた変更によるもの	○	
		事業者の提案内容、指示、判断等の不備によるもの		○
	測量・調査	事業者が実施した測量、調査に関するもの		○
	設計変更	市の指示不備、変更によるもの	○	
事業者の判断の不備によるもの			○	
建設段階	敷地・既存撤去物	地中障害物やその他事業者が予見できない事項に関するもの	協議による	
	工事監理	工事監理に関するもの		○
	建設費超過	市の提示条件の不備及び指示による工事工程や工事方法の変更、工事費の増大に関するもの	○	
		請負者の事由による工事費の増大に関するもの		○
	工事遅延	着工後における市の指示等の事由による工事の遅延に関するもの	○	
	物価高騰	建設期間中の物価変動に伴う請負者の経費増減によるもの	協議による	
	既存施設	事業者の施設設計・施工に起因する既設施設の改修、補修等		○
	要求水準の未達	施設完成後、市の調査により要求性能不適合（施工不良を含む）が発見された場合		○
引渡前損害	引渡前に工事目的物、工事材料又は建設機械器具について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害		○	

段階	リスク項目	リスクの内容	分担	
			市	事業者
企画・運営業務及び指定管理業務	第三者損害	施設の維持管理、運営において市の要因で第三者への損害	○	
		施設の維持管理、運営において事業者の要因で第三者への損害		○
	法令等変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更	協議による	
	資金調達	指定管理に関する経費	○	
		拠点収益施設に関する運営・維持管理の確保		○
	物価	収支計画に多大な影響を及ぼす場合		○
		指定管理後のインフレ、デフレ	協議による	
	事業の中止	市の責任によるもの	○	
		事業者の責任によるもの		○
	申請コスト	各申請費用の負担		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
	拠点収益施設の光熱水費等	施設の水道・光熱費など負担		○
	施設の損害	事業者に施設管理上に帰責事由があるもの		○
		事業者が設置した施設・備品		○
		経年劣化による損傷	○	
	損害賠償	施設、機器の不備による事故	協議による	
		事業者の施設管理上に帰責事由があることによる事故		○
秘密情報漏洩	施設の保安情報や利用者等の個人情報の漏洩に関する損害賠償等		○	
要求水準の未達	事業期間中における要求水準の保持		○	
引継コスト	施設運営の引継の費用負担		○	

## 別紙 3 (第 16 条関係)

### 個人情報等の取扱いに係る特記事項

#### (基本事項)

第 1 条 構成企業は、基本契約による業務の処理に当たり個人情報を取り扱う際には、個人情報保護の重要性を認識し、その取扱いにより個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

#### (個人情報の保護に関する法律等の遵守義務)

第 2 条 構成企業は、基本契約による業務を遂行するに当たり、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57）その他個人情報の保護に関する法令等を遵守しなければならない。

#### (秘密保持の義務)

第 3 条 構成企業は、基本契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を漏らしてはならない。基本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 構成企業は、基本契約による事務に従事させる者に対し、在職中及び退職後においても、基本契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

3 構成企業は、基本契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

#### (目的外利用の禁止)

第 4 条 構成企業は、市から提供を受けた個人情報及び基本契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を基本契約の目的の範囲を超えて利用してはならない。

#### (構成企業以外の者への提供の禁止)

第 5 条 構成企業は、市から提供を受けた個人情報及び基本契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を第三者へ提供してはならない。

#### (複写及び複製の禁止)

第 6 条 構成企業は、市から提供を受けた個人情報及び基本契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を市の承諾なくして複写し、又は複製してはならない。

#### (持ち出しの禁止)

第 7 条 構成企業は、市の承認がある場合を除き、市から提供を受けた個人情報及び基本契約による業務を処理するために取得し、又は作成した個人情報を他に持ち出してはならない。

(基本契約終了後の個人情報の返還等)

第8条 構成企業は、基本契約が解除されたとき、又は期間の満了により基本契約が終了したときは、市から提供を受けた個人情報及び基本契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を、市の指示に応じ、速やかに市に返還しなければならない。ただし、市が廃棄の方法による処理を特に指示するときは、構成企業は、市の指示に応じ、当該個人情報を速やかに処理しなければならない。

2 市は、基本契約を解除するとき、又は期間の満了により基本契約が終了したときにおいて、使用した機器を構成企業に返還するときは、あらかじめ、市が所有する専用のソフトウェアを用いて、情報の復元が困難な状態までデータの消去を行った上で、当該機器等を構成企業に返還するものとする。

3 構成企業は、前項の機器等の返還を受けたときは、市と協議の上、次の各号に掲げるいずれかの方法により、当該機器等の記録媒体の破壊又はデータの消去を行わなければならない。

(1) 物理的な方法による記録媒体の破壊

(2) 磁気的な方法によるデータの破壊

(3) OS等からのアクセスが不可能な領域も含めた領域のデータ消去装置又はデータ消去ソフトウェアによるデータの上書き消去

(4) データのブロック消去

(5) データの暗号化消去

4 構成企業は、第1項ただし書又は前項の規定により個人情報を廃棄し、又は消去し、及び復元できないようにするに当たり、市から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。

5 前項の立会いをする市の職員は、身分証明書を携帯しなければならない。

6 構成企業は、第1項又は第3項の規定により個人情報を返還し、廃棄し、又は消去し、及び復元できないようにしたときは、返還等の処理が終了した旨の証明書を市に提出しなければならない。

7 前項の証明書には、返還等の処理を行った個人情報の内容、記録媒体、数量、処理日、処理方法及び処理担当者氏名を記載しなければならない。

8 第6項の証明書の提出期限は、基本契約が終了した日から30日以内(第3項の規定により個人情報を消去し、及び復元できないようにしたときあっては、60日以内)とする。ただし、当該期限内に提出することが困難なときは、状況を勘案して市が指定する日までとする。

(再委託の禁止)

第9条 構成企業は、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその処理を委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、構成企業は、市の書面による承諾がある場合には、個人情報の処理を第三者に委託することができる。

3 前項の市の承諾は、構成企業と当該第三者との契約において、個人情報の取扱いに関し、基本契約に係る個人情報の取扱いに関する取決めと同等と認められる取決めを定めるとともに、当該第三者と市との間において、個人情報の取扱いに関し、基本契約に係る個人情報の取扱いに関する取決めと同等と認められる取決めを定めなければ、これをすることができない。

4 構成企業は、前項の規定により定めた当該第三者との取決めの写しを、市に提出しなければならない。

5 第2項の規定による第三者への委託は、構成企業の責任を免れるものではない。

(定期的な報告の実施)

第 10 条 構成企業は、業務の進展状況について、定期的に市に報告し、その指示に従わなければならない。

(監査の実施)

第 11 条 構成企業は、定期的又は随時に、業務の内容に係る監査を実施しなければならない。

2 構成企業は、前項の規定により監査を実施したときは、速やかに、監査報告書の写し又は市が指定するチェックリストを市に提出しなければならない。

(個人情報を取り扱う従業者の監督)

第 12 条 構成企業は、本業務における情報セキュリティを維持するため、業務において市が提供し、又は構成企業が取得する個人情報を取り扱う従業者の一覧を市に提出しなければならない。

2 市は、構成企業に対し、構成企業の個人情報保護に関する規程に抵触しない範囲で、当該従業者と構成企業が取り交わした個人情報の取扱いに係る誓約書の写しの提出を求めることができる。

(事故発生時の報告義務)

第 13 条 構成企業は、市から提供を受けた個人情報及び基本契約による業務を処理するため取得し、又は作成した個人情報を漏えい、き損又は滅失した場合は、市に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。

(知的所有権の取扱い)

第 14 条 構成企業は、業務の遂行又は製品の納入に当たり、他者の権利を一切侵害してはならない。

(違反の場合の措置及び損害賠償)

第 15 条 市は、構成企業が上記各条項に違反しているおそれがあると認めるときは、立入調査を行い、又は必要な報告を求めることができる。

2 前項の調査等の結果その他の事情により、構成企業の違反の事実が明らかになったときは、市は基本契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

3 第 1 項の調査をする市の職員は、身分証明書を携帯しなければならない